

# マンション防災促進助成金

マンションを中心とした防災まちづくりを進めるため、  
防災資器材等の購入費用や地域解放にかかった費用の一部を区が助成します。

## 助成対象

板橋区管理計画認定マンションの管理組合

※管理計画の認定の更新（認定の5年ごと）の見込みがあること

※予算の上限に達したら終了します。

※申請の前に、必ずご相談ください。

## 申請の流れ・必要な書類

■必要書類※下線の書類は申請内容により必要です。

〈板橋区〉

〈申請者〉

総会決議（助成金申請について）

①

交付申請

審査・  
交付決定

- 申請書（第1号様式）
- 購入予定の防災備蓄資器材の見積書等
- マンションの区分所有者を代表する立場であることを確認できる書類
- 本助成金を申請する旨の意思決定が確認できる書類
- 合同防災訓練計画書（第2号様式）
- 地縁団体等との連携、位置関係が分かる書類

防災訓練（地域と連携） ※申請内容により必要

②

実績報告

審査・  
助成金額確定

- 実績報告書（第11号様式）
- 合同防災訓練報告書（第5号様式）
- 購入した防災備蓄資器材の領収書
- 助成の交付決定以降に理事長に変更があった場合は、変更が確認できるもの

③

請求

- 助成金請求書（第13号様式）

助成金  
支払い

助成金  
受領

令和8年度の申請期限は、【令和8年12月28日(月)】です。

★今年度に限り、令和8年4月1日から同年11月30日までの間に、当事業の対象経費を支払い済みの場合も、助成の対象となる場合がありますので、ご相談ください。

## 問合せ先

板橋区都市整備部住宅政策課マンション政策係  
〒173-0004 東京都板橋区板橋二丁目66番1号  
TEL 03-3579-2730 FAX 03-2579-5437

〈メール〉



対象となる資器材・助成額

〈区ホームページ〉



事業詳細は、  
区ホームページを  
ご覧ください。

(1) 防災備蓄資器材購入費用助成 ※地縁団体等との合同防災訓練の実施が要件

初期消火に 使用する資器材	スタンドパイプ、可搬式消火ポンプ等	上限 50万円
救出・救護に 使用する資器材	階段避難車、救急用はしご、救急セット、担架、リヤカー、はしご、工具、救助用品（ジャッキ・ロープ）、AED（リースを除く）、毛布、ヘルメット、懐中電灯、仮設テント、防災服等	
情報連絡に 使用する資器材	トランシーバー、メガホン、ラジオ	
生活継続に 使用する資器材	簡易トイレ、エレベーター用防災キャビネット、給水タンク、非常用飲料水生成装置、炊き出し器、カセットコンロ、養生シート、安否確認マグネット等	

(2) 非常用電源等購入費用助成

非常用電源に 使用する資器材	発電機（ガソリン、軽油、LPガス、カセットガス、ディーゼル、ハイブリット型等）、蓄電池（可搬型、据置型等）、太陽光パネル、折り畳み式ソーラーパネル、ソーラー外灯、投光器、カセットボンベ（発電機用） ※設置工事を伴う据置型の発電機、蓄電池、太陽光パネルは除く。	上限 100万円
浸水対策設備 （※工事を伴わないものに限る。）	止水板、止水パネル、止水シート等 土のう、水のう、排水ポンプ、逆流防止弁、バキュームポンプ、水中ポンプ、給水マット、給水シート、ブルーシート、養生シート、防水テープ、ロープ、長靴、防水手袋等	

(3) 災害、救命用具を地域開放したときの費用の助成

災害、救命用具の地域開放	AEDその他の救命用機器をマンション内（オートロック区域内）からオートロック外へ移設し、地域住民等が外部から利用できるようにするために要した経費等	1回につき 上限5万円
災害用備蓄品の使用後の補填	・地域開放後したAEDその他の救命用機器を実際に使用した際に要した経費等（使用した分に限る。） ・通行人又は地域住民に応急手当等を行うために、マンションに備蓄されている救急用品を使用した際に要した経費等（使用した分に限る。）	